

○飯塚市平成30年7月豪雨災害援護資金貸付要領

平成30年8月2日

飯塚市告示第211号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市平成30年7月豪雨災害援護資金貸付要綱(平成30年飯塚市告示第210号。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(借入の申込み)

第2条 要綱第2条の規定による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名、生年月日及び世帯の状況等
- (2) 借入希望額
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 借入申込者及び連帯保証人の世帯状況、所得の状況、住民票及び市民税の課税等を公簿等により確認することの承諾を求める事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を必要に応じて添えなければならない。

- (1) 住家等を復旧する工事見積書の写し
- (2) 被害家財の購入見積書の写し
- (3) 借入申込者の世帯全員及び連帯保証人の平成30年度所得証明書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込書は、被災した日の属する月の翌月1日から3月を経過する日までに提出しなければならない。

(被害の認定)

第3条 要綱第2条第1項に規定する市長が定める被害は、住家の全壊、流出、半壊若しくは埋没又は床上浸水による被害等とする。

2 要綱第2条第1項に規定する市長が定める復旧は、住家に隣接する法面等の崩壊による土砂の流入又は住家に付帯する構造物の崩壊等により、周辺の住居等に被害を与え又は被害を及ぼすに至る可能性が著しく高く、早急に対処することが必要であると認められる場合の土砂等の撤去又は法面の補修等とする。

(調査)

第4条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害状況、市民税及び県民税の課税状況その他の必要な事項について調査を行うものとする。

2 前項の被害状況の調査については、飯塚市災害対策本部が実施した被害状況等調査をこれに代えることができる。

(貸付けの承認)

第5条 市長は、貸付けの承認について第2条の規定により提出された申込書等の内容及び借入申込者の世帯の状況を考慮のうえ審査を行い、貸付の承認又は不承認の決定を行うものとする。

2 市長は、資金を貸し付ける旨の承認をしたときは、貸付承認書を交付するものとする。

3 市長は、資金を貸付けしない旨の決定をしたときは、貸付不承認通知書により借入申込者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の審査を行うときに、次に掲げる世帯については、その世帯の状況を鑑みて要綱第3条に定める額を上限として貸付限度額を調整することができる。

(1) 正当な理由なく災害援護資金の滞納がある世帯

(2) 申請のときに災害援護資金の貸付残高がある世帯

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が考慮すべき事由があると認める世帯

(工事完了等の届出)

第6条 貸付承認書の交付を受けた者は、工事完了後、工事請負契約書の写し、又はこれに代わる請求書の写しに、復旧後の現場写真を添えて市長に提出しなければならない。

2 貸付承認書の交付を受けた者は、家財の購入にあつては、購入業者の請求書の写し又は領収書の写しを市長に提出しなければならない。

(貸し付ける金額の決定)

第7条 市長は、前条の届出を受理したときは、内容を審査の上、貸し付ける金額を決定し、貸付金額決定通知書を交付するものとする。

2 緊急に資金が必要な場合など特別の事情があると認められるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、特別な事情の申立書でその理由を確認の上、請求書の写し等については第2条第2項の見積書の写しをもってこれに代え貸し付ける金額を決定し、貸付金額決定通知書を交付することができるものとする。

(借用書等の提出)

第8条 貸付金額決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに連帯保証人の連署した借用書に、借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 借受人は、前項のほか、返済計画書を提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第9条 市長は、前条の借用書等の提出があったときに、貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第10条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還)

第11条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第12条 借受人は、要綱第9条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予する期間、その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第13条 要綱第10条の規定により、災害復旧資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由を記載した償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還できなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を承認したときは、償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書を当

該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第14条 市長は、償還金を支払期日までに支払わない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更等)

第15条 借受人又は連帯保証人について、借用書に記載した氏名又は住所等に変更が生じたときは、借受人は速やかにその旨を氏名等変更届により市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、資金の貸付事務に使用する書類の様式その他資金の貸付けの手続きに必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成30年7月26日から適用する。